

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第29回）

日時：令和3年5月12日（水）15：30～

場所：第1委員会室

1 開会

2 議題

（1）国・県・市の対応状況について（事務局）

（2）感染症拡大防止について【改定案】（事務局）

（3）公共施設の利用及びイベント・行事等について（事務局）

（4）報告事項

- ・ワクチン接種について（こども保健部）
- ・事業継続支援金について（産業文化部）
- ・各学校への注意喚起（教育委員会）

（5）その他

3 閉会

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

	氏 名	役職
津山市長	谷口 圭三	本部長
津山市副市長	山田 賢一	副本部長
津山市教育委員会教育長	有本 明彦	副本部長
津山圏域消防組合消防長	水田 啓介	副本部長
企画財政部長	野口 薫	
総務部長	玉置 晃隆	
総務部参与	落合 勉	
総務部参与	森上 譲	
税務部長	左居 薫	
環境福祉部長	朝田 一	
環境福祉部参与	奥田 賢二	
こども保健部長	飯田 早苗	
産業文化部長	明楽 智雄	
産業文化部参与	今村 弘樹	
農林部長	中川 竜二	
都市建設部長	山本 将司	
地域振興部長	藤井 浩次	
水道局長	小林 和弘	
教育次長	栗野 道夫	

【事務局】

こども保健部次長	鏡 真由美	
こども保健部次長	馬場 陽子	
こども保健部次長兼ワクチン接種推進室長	平井 良幸	
こども保健部次長兼健康増進課長	谷口 克典	
こども保健部健康増進課企画参事	久永 知明	
こども保健部健康増進課主幹兼ワクチン接種推進室主幹	安本 勝博	
こども保健部健康増進課主幹	森上 真由美	
総務部危機管理室長	西村 敏之	

(1)国・県・市の対応状況について

1) 国の対応状況 (4月24日以降)

- ・5/7 第63回新型コロナウイルス感染症対策本部
⇒基本的対処方針の変更、緊急事態宣言の期間延長及び区域変更
期間：令和3年4月25日から令和3年5月31日まで
区域：東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県
- ・5/7 まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
期間：令和3年4月5日から令和3年5月31日まで
区域：北海道、宮城県（期間延長なし 5月11日まで）、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、愛媛県及び沖縄県

2) 県の対応状況 (4月24日以降)

- ・4/30 第38回岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
⇒飲食店等に対する営業時間の短縮要請について
ライトダウンへの協力要請について
- ・5/12 第39回岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催

【県内の患者発生状況】

- ・5,257例（令和3年5月11日現在）

令和3年5月5日現在（週1回更新）

合計	入院者数 (入院予定含む)		宿泊療養 者数	自宅療養 者数	社会福祉施 設等療養者 数	退院者等	死亡者数
		うち重症者数					
4,404	289	20	169	386	19	3,492	49

3) 市の対応状況 (4月24日以降)

- ・4/24 「第28回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の開催
- ・4/30 「第4回新型コロナワクチン接種体制構築に向けた医師会への説明会」
- ・5/7 「第5回新型コロナワクチン接種体制構築に向けた医師会への説明会」
- ・5/10 新型コロナワクチン接種高齢者予約受付開始
- ・5/12 「第29回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の開催

【津山市内での患者発生状況】

- ・145例（令和3年5月11日現在）

(2)感染症拡大防止について【改定案】

令和3年5月12日

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次のポイントにご留意ください。

【期間 5月14日（金）～5月31日（月）】

【生活場面での注意点】

- ・新しい生活様式（手洗い、手指消毒、マスク着用、消毒液の携帯、人との距離の確保など）を徹底する。
- ・長時間、大人数での飲食は控える。
- ・会話や食事は、真正面や真横を避け、斜め向かいに座るなど、席の間隔を空ける。
- ・食事は黙食や個食、会話の際にはマスクを着用する。
- ・空調と組み合わせ、窓を開けるなど、適切に換気をする。
- ・休憩室、更衣室など居場所が替わるときは、気が緩むため、特に注意する。
- ・発熱などがある場合は、仕事や学校を休む。
- ・風邪の症状（倦怠感、咽頭痛等）がある場合は、発熱がなくても、かかりつけ医や診療・検査医療機関等を受診し、通勤、通学、外出を止める。

【外出に向けての注意点】

- ・日中も含めた不要不急の外出を自粛する。
- ・県外との不要不急の往来は極力控える。
- ・帰省や旅行、不特定多数が集まる場に行くことは慎重に検討する。
- ・業種別ガイドライン等を遵守していることが確認できない施設、店舗等の利用を控える。
- ・地域で集まって行う会食やカラオケなどは自粛する。
- ・高齢者と接する機会のある方は、細心の注意を払って行動する。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（C o c o a）の登録をする。

2 イベント等を開催する場合、次のポイントにご留意ください。

【自粛するイベント等】

- ・ 市外から参加が見込まれるもの
 - ・ 飲食を伴うもの
 - ・ 大声を出す（カラオケなど）等、感染リスクの高いもの
 - ・ 午後8時以降に実施するもの
 - ・ 多数の人と1メートル以上距離がとれない場所で会話するなど、密に接するもの
 - ・ 天井の低い会議室等閉鎖空間で多数の人が密集して、長時間過ごすもの
 - ・ 流行地域において実施するもの
- ◆ イベント、催物等の開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期を検討する。

【イベント等開催時に必要な感染防止策等】

- (1) 感染防止（手洗い、手指消毒、マスク着用、消毒液の設置、注意喚起チラシ等の掲示、参加者が共通に触れる場所・設備等の消毒）を徹底する。
- (2) 屋内で実施する場合は、感染拡大を防止するために密閉・密集・密接の「3つの密」をできる限り避ける取組を徹底する。
 - ・ こまめに換気を行う（1時間に2回程度）。
 - ・ 人を密集させない環境を確保する（会場の広さを確保する。又は、会場に入る定員を少なめにする）。
 - ・ 人との距離が近い対面での会話などが一定時間以上続かないよう工夫する（お互いの距離を1メートル以上あける）。
 - ・ お互いの距離が取れない場合は、パーティション等の活用も検討する。
- (3) イベント開催前後の直行・直帰を呼びかける。
- (4) 適切な感染防止策に関する業種別ガイドラインを参考にする。
- (5) 体調不良の方（風邪のような症状がある方）には参加の自粛を要請する（参加者やスタッフの健康管理を徹底する）。
- (6) 感染者が発生した場合に備えて、参加者名簿の作成やアプリ（もしサポ岡山）の活用などにより連絡先を把握する。
- (7) イベント等の開催にあたっては、令和3年5月7日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に基づいた対応とする。

※ なお、この内容は今後の状況を踏まえ、変更する場合があります。

(3) 公共施設、イベント、行事の運営の方針について

市有施設の利用について(5月14日から5月31日)

- 1 5月31日までは、新規の予約は受け付けない。
- 2 施設利用者については、市内の方に限る。
- 3 夜間は、午後8時までの利用とする。
- 4 大声を出す(カラオケ等)、飲食を伴う等、感染リスクの高い利用については許可しない。

休止・休館となる県有施設(5月13日～5月31日)

No.	施設名	休館期間	備 考	課室名	連絡先
1	岡山県津山総合体育館	5月13日(木)～5月31日(月)	県の方針により 休館	スポーツ課	24-0202
2	岡山県津山東体育館	5月13日(木)～5月31日(月)	〃	スポーツ課	24-0202
3	岡山県津山陸上競技場	5月13日(木)～5月31日(月)	〃	スポーツ課	24-0202

※ 高体連等の公式戦(教育活動の一環)で無観客のものなどに限り、利用を認める。

(3)中止、延期となるイベント、行事等一覧 (5月13日～5月31日)

開催日	行 事 名	開催場所	中止 延期	課室名	問合せ先	備考
5月19日	小さな子どものえほん のじかん	津山市立図書館	中止	生涯学習課図書館	24-2919	
5月20日	木曜ビデオ館	津山市立図書館	中止	生涯学習課図書館	24-2919	
5月20日	おはなし会	津山市立図書館	中止	生涯学習課図書館	24-2919	
5月26日	小さな子どものえほん のじかん	津山市立図書館	中止	生涯学習課図書館	24-2919	
5月27日	木曜ビデオ館	津山市立図書館	中止	生涯学習課図書館	24-2919	
5月26日	かんたん薬膳教室	津山市中央公民館	中止	生涯学習課 中央公民館	24-5111	
5月19日	芸術鑑賞	北小	延期	学校教育課	32-2115	
5月24日	芸術鑑賞	秀実小	中止	学校教育課	32-2115	
5月25日	芸術鑑賞	誠道小	中止	学校教育課	32-2115	
5月25日	芸術鑑賞	中正小	延期	学校教育課	32-2115	
5月13日	海事研修(加茂小・勝 加茂小)	渋川研修施設(玉 野)【県施設】	中止	学校教育課	32-2115	
5月14日	芸術鑑賞	院庄小(5.6年生)	延期	学校教育課	32-2115	
5月18日	芸術鑑賞	向陽小(5.6年生)	延期	学校教育課	32-2115	
5月25日	芸術鑑賞	広戸小	延期	学校教育課	32-2115	
5月26日	芸術鑑賞	東小	延期	学校教育課	32-2115	

ワクチン接種について

1. 高齢者(施設入所以外)の接種会場

個別接種 50医療機関

集団接種 2会場 ・津山中央病院(5月23日～毎週日曜日)

・津山第一病院(6月6日～毎週日曜日)

2. 予約方法

(1) 個別接種医療機関

- ・医療機関に直接電話等で予約する 40医療機関
- ・コールセンターまたはインターネットから予約する 10医療機関

コールセンター 050-3644-9521 (9時～19時/全日)

予約サイト <https://v-yoyaku.jp/330001-okayama>



(2) 集団接種会場

- ・コールセンターまたはインターネットから予約する

コールセンター 050-3644-9521 (9時～19時/全日)

予約サイト <https://v-yoyaku.jp/332038-tsuyama>



3. 予約・問い合わせ状況

(1) 津山市コールセンター 423件(5/10 224件、5/11 199件)

(2) ワクチン接種推進室 249件(5/10 150件、5/11 99件)

(3) 新型コロナ総合相談窓口 75件(5/10 64件、5/11 11件)

(4) 予約状況

- ・集団接種予約件数 295件(5/10 129件、5/11 166件)

(津山中央病院207件、津山第一病院88件)

※個別接種は各医療機関での予約のため件数は不明

(5) 主な問い合わせ内容

- ・コールセンターや医療機関に電話が繋がらない
- ・どのように予約したらいいかわからない
- ・インターネットで予約をしたが予約ができていないか確認してほしい
- ・接種券をなくした など

住民のみなさまへのお願い

- ・予約開始直後は電話が繋がりにくく、予約が取りづらい状況となります。
- ・時間や日にちを置くなど、慌てず落ち着いて予約をしてください。
- ・ワクチンは順次供給され、7月末までには、希望する高齢者全員が2回接種できるよう準備を進めています。
- ・集団接種は、予約日から6週間までの予約を受け付けています。

事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の事業継続を下支えし、地域経済の維持・活力向上を図ることを目的に、月平均収入（売上）が前年比で30%以上減少するなどの条件を満たす個人事業者に10万円法人に20万円を支給するもの。

事業内容

〈対象者〉

従業員数20名以下の次の事業者を対象とする。

【個人事業者】

- ・令和3年1月1日時点で、市内に住民登録があり国内に事業所を有している者、または市外に住民登録はあるが市内に事業所を有している者
- ・令和元年分及び令和2年分の確定申告をしている者
- ・令和元年と令和2年の月平均収入（事業収入（営業等及び農業）、年金収入、不動産収入、雑収入の合計）を比較し、30%以上減少している者
- ・令和元年の月平均収入が15万円以上の者
- ※令和元年の事業収入（営業等及び農業）、年金収入、不動産収入、雑収入の合計とその他収入（給与収入等）を比較し、その他収入が多い場合は対象外

【法人】

- ・令和2年8月1日以降継続して、市内に本拠となる事業所を有している者
- ・令和2年8月1日の属する事業年度及びその前年度の確定申告をしている者
- ・令和2年8月1日の属する事業年度の月平均売上が、その前年度の月平均売上と比較し、30%以上減少している者
- ・令和2年8月1日の属する事業年度の前年度の月平均売上が30万円以上である者

〈提出書類〉 確定申告関係書類、身分証明書（個人事業者）、振込口座の通帳の写し等

〈支援金額〉 【個人事業者】10万円 【法人】20万円

〈申請期間〉 10月29日（金）17時まで

2021年4月23日
2021年4月30日改訂
2021年5月12日改訂

新型コロナウイルス感染症変異株緊急事態に対する協力要請 (ステージⅣ)

急速に感染が拡大し、ステージⅣに到達し、新型コロナウイルス感染症拡大を阻止するため、県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、県民、事業者等に対し、以下のとおり協力要請する。

Ⅰ 期 間 令和3年5月14日(金)から5月31日(月)まで

Ⅱ 岡山市及び倉敷市全域における協力要請

1 飲食店等に対する協力要請

- (1) 食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、デリバリーを除く。カラオケボックスを含む。)については、営業時間を午前5時から午後8時までに短縮すること。
- (2) 酒類の提供(利用者による酒類の店内持ちこみを含む。)は、終日行わないこと。
- (3) アクリル板等(パーティション)の設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスクの推奨、換気の徹底を行うこと。
- (4) 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の使用を自粛すること。
- (5) その他、業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。

2 大規模な集客施設(別表)への協力依頼

- (1) 人流抑制の観点から、大規模な集客施設(生活必需品を取り扱う売り場を除く。)について、午後8時までの営業時間短縮に協力すること。
- (2) 酒類の提供(利用者による酒類の店内持ちこみを含む。)は終日行わないこと。
- (3) カラオケ設備の使用を自粛すること。
- (4) 施設内外に混雑が生じることがないように、入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知すること。

Ⅲ 岡山県全域における協力要請

1 県民への協力要請

- (1) 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること。
- (2) 黙食や個食、会話の際のマスク着用などの感染予防を徹底すること。
- (3) 路上・公園等における飲酒を自粛すること。
- (4) バーベキューなど屋外における大人数による飲食を自粛すること。
- (5) 地域で集まって行う会食やカラオケなどは自粛すること。

- (6) 業種別ガイドライン等を遵守していることが確認できない施設・店舗等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控えること。
- (7) 県外との不要不急の往来は極力控えること。また、帰省・旅行、不特定多数が集まる場（イベント、集客施設等）に行くことは慎重に検討すること。特に、体調に不調を感じている場合は、帰省や旅行等を厳に控えること。
- (8) 「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の実践を徹底すること。
- (9) 軽い風邪の症状（倦怠感、咽頭痛等）がある場合は、発熱がなくても、かかりつけ医や診療・検査医療機関等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること。

2 イベント主催者への協力要請

- (1) 県外又は県内全域から参加が見込まれるイベントを自粛すること。
- (2) 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること。
- (3) イベント、催物等の開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期を検討すること。
- (4) マスクの着用、手指消毒、換気、大声禁止、会場での飲食制限を徹底すること。
- (5) 参加人数制限（人数上限：5,000人、収容率：大声無100%以内、大声有50%以内）の遵守や入場整理の強化等により密集回避・感染防止策を徹底すること。
- (6) イベント開催前後の直行・直帰を呼びかけること。
- (7) チェックリストを活用して自己点検を徹底すること。

(<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html>)

3 大規模な集客施設（別表）への協力依頼

施設内外に混雑が生じることがないように、入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知すること。

4 事業者への協力要請

- (1) 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に努めること。
- (2) 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止のための取組を行うこと。
 - ・手洗い、手指消毒及び咳エチケットを行うこと。
 - ・職員同士の距離を確保すること。
 - ・事業場の換気を励行すること。
 - ・複数人が触る箇所を消毒すること。
 - ・体調に不調を感じている従業員の出勤を自粛すること。
 - ・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせるなどの措置を行うこと。
 - ・寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること。
 - ・会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を自粛すること。（業務上必要で延期が困難なもの、オンラインによる開催は除く。）

(3) チェックリストを活用して自己点検を徹底すること。

(<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html>)

5 飲食店等への協力要請

- (1) アクリル板等（パーティション）の設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスクの推奨、換気の徹底を行うこと。
- (2) 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の使用を自粛すること。
- (3) その他、業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。

6 学校への協力要請

- (1) 感染状況を踏まえ、学生・生徒・児童へ「県民への協力要請」を周知すること。
- (2) 学生・生徒・児童の部活動、課外活動における感染リスクの高い活動については、制限又は自粛を行うこと。
- (3) 学生寮における感染防止対策を徹底すること。

7 高齢者施設・医療施設等への協力要請

- (1) 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること。
- (2) 面会は原則禁止することとし、オンラインなどを活用すること。
- (3) 職員の日々の健康管理を徹底すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと。

8 コロナ患者を受け入れていない医療機関への協力要請

- (1) 臨時転換型重症病床への医療従事者の出向について、可能な限り協力すること。
- (2) 隔離解除されたが引き続き入院が必要な患者の転院を受け入れること。
- (3) コロナ患者の病床を整備すること。

9 コロナ患者を受け入れている医療機関への協力要請

- (1) 救急医療をできる限り維持した上で、中等症病床を可能な限り増床すること。
- (2) 重症病床を有する医療機関は重症病床を可能な限り増床すること。
- (3) コロナ患者の受け入れに支障が生じる場合においては、医師が延期できると判断した入院・手術を一時停止すること。

津山市立小・中学校長 殿

津山市教育委員会学校教育課長

一層の新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症について、変異株の急増も影響し、感染拡大が非常に深刻な状況となっております。また、岡山県がステージⅣに到達し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県民への協力要請が出されたことを踏まえ、本市の各学校においても5月14日（金）から5月31日（月）までの間、以下に示す事項について、改めて確認いただくとともに、学校全体として一層の感染対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

記

1 「県民への協力要請」について

【主な協力要請項目】

- (1) 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること。
- (2) 黙食や個食、会話の際のマスクの着用などの感染予防を徹底すること。
- (3) 県外との不要不急の往来は極力控えること。
- (4) 「新しい生活様式」の実践を徹底すること。

2 学校での対応について

(1) 部活動について

- ①他校との練習試合は、上記の期間、自粛すること。
- ②感染リスクの高い活動を避け、一層の感染症対策を講じること。
- ③部活動前後において、集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促すこと。

(2) 校外活動について

岡山市、倉敷市等、感染が拡大している地域への校外学習等は、上記の期間、自粛すること。

(本件担当)

津山市教育委員会学校教育課

学力・徳育推進係 井上嗣祥

Tel.0868-32-2115 Fax.0868-32-2157

Mail:inoue_tsuguhiro@city.tsuyama.lg.jp



予約にあたり、予約開始直後は、大変多くの予約が集中し、予約の電話が繋がりにくくなるなど、予約が非常に取りづらい状況が想定されます。

確実に予約できますので、あわてることなく、しばらくお待ちいただいてから予約いただくなど、住民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

65歳以上

高齢者のワクチン接種の流れ

1 かかりつけ医に相談する

☆かかりつけ医とは、普段から日常的に相談できる身近な医師のことです。

ワクチン接種に関しては、まずはかかりつけ医に相談しましょう。

2 予 約

5月10日から受付開始

聴覚や発語の障害がある方等で、電話やインターネットでの予約が難しい方は、名前、生年月日、住所、FAX番号、希望する接種場所を記載の上、

津山市ワクチン接種推進室までFAXでご相談ください (FAX 0868-32-2134)

ワクチンに関する最新情報はこちら！

市公式LINEアカウントの
登録をお願いします



「市公式LINE」QRコード

1 「個別」で接種する場合

☆医療機関に直接電話で予約する（詳しくは裏面をご覧ください）

☆コールセンターまたはインターネットから予約する（詳しくは裏面をご覧ください）

※県外で接種希望の方は、接種希望地の自治体へお問い合わせください。

2 「集団会場」で接種する場合

☆コールセンターまたはインターネットから予約する（詳しくは裏面をご覧ください）

3 接 種

無 料

2回接種

当日必ず
お持ち
いただく物

- ・接種券（切り離さず、台紙ごとお持ちください。）
- ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）
- ・予診票（接種券に同封しています。
接種会場に行く前に必ずボールペンでご記入ください。）

（接種券）

（本人確認書類）



【注意点】

◎接種前にご自宅で体温を測定し、明らかな発熱がある場合や体調が悪い場合などは、接種を控え、予約先にご連絡ください。

◎ワクチンは肩に接種しますので、肩を出しやすい服装でお越しください。

◎ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です。

◎2週間以内に他の予防接種を受けた場合は、接種ができません。

◎ワクチンの効果を十分得るために、同じ種類のワクチンを一定の間隔を空けて2回受ける必要があります。1回目を受けた際、2回目の接種がいつから可能なのかご確認ください。



問い合わせ先 津山市ワクチンコールセンター 050-3644-9521

◆下記の医療機関以外に、かかりつけ医をお持ちの方はそちらでご相談ください。



1 個別接種医療機関

5月17日から接種開始となりますが、詳細は予約時に確認ください

☆医療機関に直接電話で予約する

【接種対象】 かかりつけ患者のみ接種可能

※予約は診療時間内にお願いします

医療機関名	住所	予約先電話番号 市外局番0868
いちば医院	二宮	☎28-8300
井戸内科クリニック	山下	☎22-2101
薄元医院	山北	☎22-2465
大桑医院	川崎	☎26-1349
大谷病院	田町	☎22-9381
小畑醫院	大田	☎27-2111
河原内科・松尾小児科クリニック	二宮	☎28-0519
衣笠内科医院	椿高下	☎22-7811
サンクリニック	田町	☎22-5103
多胡クリニック	草加部	☎29-7111
辻医院	小原	☎23-2567
津山中央記念病院	二階町	☎22-6111
津山中央クリニック	二階町	☎22-6113

医療機関名	住所	予約先電話番号 市外局番0868
津山東クリニック	川崎	☎26-1138
中島病院	田町	☎35-2881
西医院	高野本郷	☎26-5522
西下内科医院	小原	☎24-1511
平福診療所	平福	☎28-3858
ふくはら小児科内科	山北	☎23-6331
本渡記念循環器クリニック	小原	☎22-8715
またの内科・循環器科クリニック	新職人町	☎22-4758
万袋医院	加茂町中原	☎42-3025
水田皮膚科・泌尿器科	南新座	☎23-2108
神谷内科医院	南新座	☎25-2177
安田医院	上河原	☎23-5537
わたなべ内科医院	二宮	☎28-5001

【接種対象】 かかりつけ患者以外も接種可能

※予約は診療時間内にお願いします

医療機関名	住所	予約先電話番号 市外局番0868
石川病院	川崎	☎26-2188
おおみクリニック	河辺	☎21-0033
影山医院	上村	☎29-1511
神尾内科医院	河辺	☎26-1048
坂本クリニック	高野本郷	☎21-1066
倭文診療所	里公文	☎57-3028
田口医院	押漕	☎62-1017

医療機関名	住所	予約先電話番号 市外局番0868
只友医院	加茂町塔中	☎42-2043
角田医院	田町	☎23-0262
中西クリニック	東一宮	☎27-7200
ひらいクリニック	加茂町中原	☎42-3131
平山クリニック	東一宮	☎27-7111
本位田診療所	新野東	☎36-5613

☆コールセンターまたはインターネットから予約する

【接種対象】 かかりつけ患者以外も接種可能

5月10日は8時30分から

11日以降は9時からの受付開始



医療機関名	住所
かんざき医院	山方
勝北診療所	杉宮
勝北すこやかクリニック	坂上
津山クリニック	東一宮
津山第一病院	中島
津山ファミリークリニック	高野本郷
中尾内科クリニック	沼
日本原病院	日本原
布上内科医院	河辺
弓狩クリニック	南新座

県内医療機関(津山市を除く) ※

津山市ワクチンコールセンター

☎050-3644-9521

※9時～19時(全日)

個別接種予約サイトURL

<https://v-yoyaku.jp/330001-okayama>



個別接種予約
QRコード

※県内医療機関(津山市外)の情報は上記の予約サイトで確認できます。

2 集団接種会場

☆接種会場については、
状況に応じて順次開設します。

5月10日は8時30分から

11日以降は9時からの受付開始

集団接種会場
津山中央病院 (津山中央健康管理センター3階) ※5月23日～毎週日曜日
津山第一病院 ※6月6日～毎週日曜日

津山市ワクチンコールセンター

☎050-3644-9521 ※9時～19時(全日)

集団接種予約サイトURL

<https://v-yoyaku.jp/332038-tsuyama>



集団接種予約
QRコード

みんなで防ごう！！感染拡大

期間：5月14日（金）～5月31日（月）

飲食

- ☑少人数、短時間、家族、いつもの仲間と
- ☑路上・公園等における飲酒の自粛
- ☑屋外における大人数による飲食の自粛
- ☑会話の際にはマスク着用



外出

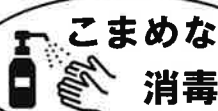
- ☑日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を
- ☑地域での会食やカラオケなどの自粛を
- ☑県外との不要不急の往来は極力控える



事業者の皆さんへ

- ☑人との接触を低減する取組に努める
- ☑会議、集会、説明会、研修などの開催を自粛する

基本的な感染防止対策の徹底を



市長メッセージ

令和3年5月12日

全国的に感染拡大が続き、「緊急事態宣言」の期間延長、また、対象地域が追加されている状況です。

岡山県においては、県南を中心に感染者が急増し、現在、感染状況はステージⅣとなっており、本市においても、予断を許さない状況となっております。

感染拡大の状況を鑑み、更なる感染防止対策を図ることが必要です。

5月末までの間、市公共施設の利用につきましては、新規の申請や、市外の方の利用などを控えていただくようお願いすることといたしました。

感染防止のため、より一層強いお願いをすることとなりますが、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

また、日中を含めた不要不急の外出・移動や、地域での会食やカラオケなどについても、自粛をお願いいたします。

そして、軽い風邪の症状がある場合は、発熱がなくても、医療機関等を受診し、通勤、通学、外出等を止めてください。

「うつらない、うつさない」ための慎重な行動をお願いいたします。

事業者の方々には、業種別ガイドラインに沿った感染防止対策の徹底をお願いいたします。

また、ワクチン接種につきましては、5月17日から高齢者への接種が始まります。市では、滞りなく皆様へ接種できるよう、取り組んでまいります。

住民の皆様、事業者の皆様には、今後も気を緩めることなく、自分自身、そして、大切な方を守るため、一層の感染防止に取り組んでいただくよう、あらためてお願いいたします。